

フリースクール等を運営する事業者の皆様へ（施設認定等のご案内）

施設の認定については随時行っています。

施設認定の基準

- 1 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること
- 2 原則として週に1回以上開所し、主に学校の稼業時間内に不登校児童生徒の受入れができること（オンラインのみの学校は認定対象外です）
- 3 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取り組みを提供していること
- 4 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人材を配置していること
- 5 町長または学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること
- 6 業務上知りえた不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取り扱うとともに、守秘義務を守り、他に漏らさないこと

申請等、今後の流れ

1 申請書の提出

「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金摘要認定申請書（第10号様式）」に次の書類を添えて町教育委員会学校教育課に提出してください。

【添付が必要な書類】

- (1) 法人の定款又は寄付行為及び役員名簿
- (2) パンフレット等の施設概要が分かるもの
※所在地、名称、解説年数、開所日、教育相談体制、年間行事、プログラム、保護者連携等が分かるもの
- (3) 施設構成員（スタッフ）名簿
- (4) 相談員氏名及びその職員が有する資格を証する書類
- (5) その他、町長が必要と認める書類

2 町からの通知書

町から「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設決定通知書（第11号様式）」または「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用不認定通知書（第12号様式）」が通知され、認定された場合、町ホームページに施設登録情報が掲載されます。

3 半年ごとの対応（実績報告書）

認定施設として登録され、保護者から求められた場合、半年ごとに各月の「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金対象経費報告書（第7号様式）」を保護者に交付してください。

4 施設に変更・休廃止があった場合

認定施設として登録され、事業の変更や休廃止があった場合は、「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設変更届出書（第13号様式）」または「葉山町フリースクール等利用児童生徒支援補助金適用認定施設廃止・休止届（第14号様式）」を速やかに町教育委員会学校教育課に提出してください。

申請書提出先及び問合せ先

町ホームページに掲載の申請書をダウンロードし、教育委員会学校教育課に申請してください。

【申請書提出先及び問合せ先】

〒240-0112

神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町教育委員会学校教育課 学務係

電話 046(876)1111 内線 7220、7221